平成２２年（フ）第１０５９８号
東京都足立区梅田４丁目38―３―102
債務者　廣多由里恵
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０５９９号
東京都世田谷区深沢５丁目34―９―203
債務者　熱田　幸子
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６１８号
東京都板橋区高島平１丁目42―15―101
債務者　平岩　利男
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６１９号
東京都江東区東雲１丁目９―14―413
債務者　長川　瑠美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６２１号
神奈川県大和市深見442―２―107
債務者　宮里　麻理（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６２６号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2320―８
債務者　岡本　達朗
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６２７号
東京都西多摩郡日の出町大字平井2320―８
債務者　岡本　里美
1　決定年月日時　平成22年６月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６３８号
東京都板橋区大谷口北町86―７―204
債務者　長井　広美（旧姓小田原）
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６４３号
東京都江戸川区本一色３丁目32―10
債務者　田頭　利彦
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６４５号
神奈川県川崎市宮前区野川2237―20―303
債務者　羽鳥　謙二
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６６２号
千葉県浦安市海楽１丁目８―８　グリーンエステートＡ102
債務者　岩村　　衛
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６６６号
東京都練馬区西大泉３丁目13―46　ヴィラージュＦ205
債務者　丸井　伸一
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６７１号
東京都北区東十条４丁目11―３―402
債務者　相野谷孝一
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６７７号
東京都豊島区西池袋２丁目１―15―303
債務者　岸端　祥喜
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６７８号
東京都江戸川区東小松川４丁目７―30　第５ＫＳポート303
債務者　福田　和子
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６８４号
埼玉県鴻巣市吹上富士見４丁目１―24―104
債務者　佐々木由恵
1　決定年月日時　平成22年６月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月17日まで
5　免責審尋期日　平成22年８月17日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部